

平成27年度公害等調整委員会  
政策評価懇談会

日時：平成28年3月14日（月）15:30～17:00  
場所：公害等調整委員会委員会室

○飯島事務局長 お二人お見えでないですが、遅れるという御連絡を頂戴していますので、平成27年度の公害等調整委員会の政策評価懇談会を始めさせていただきたいと思えます。

私は、本日司会進行させていただく公害等調整委員会事務局長の飯島と申します。よろしくお願ひします。

まず、開催に先立ちまして、御出席いただひています有識者の皆様方の御紹介させていただきます。恐縮ですが、席次表などを御覧いただければと思ひます。

まず、電通のシニア・クリエイティブ・ディレクターの岸勇希様。

○岸構成員 よろしくお願ひします。

○飯島事務局長 上智大学法科大学院長の北村喜宣様。

○北村構成員 北村でございます。

○飯島事務局長 日本司法支援センター法テラス常務理事の田中晴雄様。

○田中構成員 田中でございます。よろしくお願ひいたします。

○飯島事務局長 関西大学総合情報学部教授、名取良太様。

○名取構成員 名取でございます。よろしくお願ひいたします。

○飯島事務局長 あとお二方、東京経済大学現代法学部長、磯野弥生様と、茨城県公害審査会会長、弁護士の横田由美子様、それぞれ遅れて御到着という御連絡をいただひております。

それから、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

富越和厚委員長。

○富越委員長 富越でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○飯島事務局長 柴山秀雄委員。

○柴山委員 柴山です。よろしくお願ひいたします。

○飯島事務局長 吉村英子委員。

○吉村委員 吉村です。よろしくお願ひいたします。

○飯島事務局長 山崎勉委員。

○山崎委員 山崎です。よろしくお願ひいたします。

○飯島事務局長 以上が常任の委員長、委員でございます。

それから、事務局ですけれども、私、飯島のほか、亀田事務局次長。

○亀田事務局次長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○飯島事務局長 田口研究官。

○田口研究官 田口でございます。

○飯島事務局長 それから、小原総務課長が出席しております。

○小原総務課長 小原でございます。

○飯島事務局長 本日はどうかよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、富越委員長から一言御挨拶をいたします。

○富越委員長 本日は、大変お忙しい中お越しくださいませ、大変ありがとうございます。

す。

当委員会では政策評価懇談会を毎年開催させていただいており、毎回、業務全般について貴重な御意見をいただいております。本年度も有識者の皆様にお越しいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。従前から御参加いただいている方には重複するお話もいくつかあるかと思いますが、何とぞよろしく願いいたします。

開催に当たりまして、本年度の当委員会の動きについて、若干申し上げます。

本日時点で新規に受け付けた公害紛争事件は15件となっており、昨年度の20件からは減少となっております。数字の上で言いますと、25%減ということになります。母数が少ないものですから、わずかな件数の変化があるとパーセントでは大きくなる状態であります。

また、係属した事件数59件、終結した事件数23件となっております。本年度、新規受付件数が減少した一方で、長期にわたって係属した事件の多くが終結しております。

受付件数の減少が公害事件の減少の結果であれば、それなりに心配はないわけですが、本来救済されるべき事件が適切なアクセスを欠いていたということで救済されないとなれば、これは一つの問題であろうと思っております。受付数の減少や係属の長期化の要因を探って改善を図っていくことが、業務目的を達成する上で重要なことであると考えております。

また、昨年度から開催しておりました公害紛争処理制度に関する懇談会における議論を、昨年6月に報告書としてまとめました。報告書の指摘事項を踏まえまして、本年1月から、事件処理の過程で一部の書類等を電子メールにて提出できることとする取り扱いなどを行っており、制度の利便性の向上を図っているところであります。

今回の意見交換は、本年度の当委員会の業務実績のモニタリングを通じ、より効果的かつ効率的に業務を遂行する上での知見を得る有意義な機会となるものと考えております。有識者の皆様には業務運営の全般について御知見を賜りたく、ぜひ忌憚のない御意見を御願ひ申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。  
○飯島事務局長 それでは、当委員会の業務及び政策評価についての御説明と意見交換に入らせていただきたいと思います。

今年度は、平成28年度までの3カ年とされております政策評価基本計画期間の2年目となっております。また、昨年度から政府一体として政策評価の重点化に取り組んでおります。

まず、この本懇談会の位置付け等につきまして、小原総務課長から説明させていただきます。

○小原総務課長 それでは、説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。「政策評価法に基づく政策評価の仕組み」というタイトルの紙でございます。

まず、政策評価法という法律がございます。その法律におきましては、行政機関は、所管する政策を自ら評価し、自己評価し、その結果を政策に反映させなければならない。

これが政策評価法の3条1項でございます。

これで実施主体を明らかにした上で、政策評価の体系といたしまして、①政府は政策評価に関する基本方針を策定・公表することとしており、政府は、政策評価に関する基本方針を平成17年に閣議決定しております。

この基本方針、閣議決定に基づきまして、②でございますけれども、各行政機関は、中期の基本計画と1年ごとの実施計画を策定・公表すること。

さらに、この中期の基本計画と1年ごとの実施計画に基づいて、行政機関自らが評価を実施するということを定めております。

これを公害等調整委員会に当てはめると、中期的な基本計画、これが公害等調整委員会政策評価基本計画でございます、平成26年に委員会決定しているものでございます。1年ごとの実施計画、これは、年度ごとに公害等調整委員会事後評価実施計画というものを定めているものでございます。

その上で、本政策評価懇談会、今日お集まりいただきました懇談会の位置付けでございますけれども、政策評価法3条2項2号、それから、先ほど申し上げました閣議決定、基本方針に基づきまして当委員会にて定めております。また、先ほど申し上げた公害等調整委員会政策評価基本計画におきまして、政策評価の実施に当たって学識経験者の知見の活用ということについて規定しております。

資料の下に小さな字で書かせていただいておりますけれども、平成26年3月の委員会決定の公害等調整委員会政策評価基本計画におきまして、「政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、学識経験者等からなる会議の開催等を通じて学識経験者から意見を聴取することにより、その知見の活用を図る」とされているところでございます。

次のページ、裏側でございますけれども、2ページ目でございますけれども、図表化してございます。当委員会の基本計画は、計画期間を3カ年、26年度から28年度までとしてございます。そのもとで各年度ごとの実施計画でございますので、26年度、27年度、28年度の実施計画が現在の基本計画のもとにあるということになります。

私どもの基本計画では、総括的な評価を行わない年度においては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して、毎年度、実績の測定、モニタリングを行い、公表するものとしております。なお、モニタリングの結果は、総括的な評価の必要があると認められる場合には、当該年度において総括的な評価を行うものとしております。

この表で、下の方に政策評価懇談会が3つ書いてございますけれども、昨年度、平成26年度におきましては、ちょうど1年前の27年3月の政策評価懇談会で、26年度実施計画に基づいてモニタリングを行いました。今年度、赤くなっているところでございますけれども、27年度の実施計画に基づきまして、これからモニタリングをしていただくところでございます。28年度につきましては、これは基本計画の最終年度でございますので、総括的な評価とあわせましてモニタリングを行っていただくことになろうかと考えてございます。したがって、本年度におきましては、総括的な評価がございませんので、モニタリングを

行っていただく場ということになろうかと思っております。

以上でございます。

○飯島事務局長 ただいまの説明で、何か御質問等がございますでしょうか。

お手元にお配りしている議事次第の下に配布資料の一覧というのがございまして、今いくつかの引用がされていましたが基本計画等も参考でつけてございます。今御説明いたしましたとおり、本日は、今年度の業務実績のまずモニタリングをした上で、来年度の実施計画は資料の4につけてございますけれども、ここまでの内容につきまして、御意見を賜りたいと考えております。

では、具体的な説明に入っておりますが、当委員会の業務、公害紛争処理と土地利用の調整と、大きく2つに分かれておりますので、まず、公害紛争処理の状況につきまして、小原総務課長から説明をさせていただきます。その後、その内容につきまして意見交換をさせていただきたいと思っております。

○小原総務課長 では、資料2を御覧ください。

なお、冒頭に申し上げさせていただきますが、27年度のデータにつきましては、今年の2月末日時点のものでございますので御容赦くださいませ。

まず、近年の公害紛争処理関係の事件の特徴でございますが、先ほど委員長から御発言がありましたように、27年度の裁定事件の受付件数は15件となっております。グラフで表しておりますけれども、27年度は斜線のグラフでございますが、15件でございます、昨年の20件よりは減少しているということでございます。

この表の中には反映されておられませんけれども、過去の趨勢で見ると、裁定事件につきましては、平成20年度までは1桁の数字でずっと来ておまして、21年度から2桁の数字になっているものでございます。

一方、調停事件でございますけれども、調停事件につきましては、水俣病に係る損害賠償の調停申請事件が多くございまして、平成2年までは2桁の事件がございましたが、平成3年以降は非常に少なくなっております。

今年度、27年度の15件の内訳を申し上げますと、裁定事件が15件で調停事件は0件でございます。26年度は裁定事件が18件、調停が2件でございます、その前の25年は裁定が32件、調停が5件、24年度は裁定が23件で調停5件、そのほか1件ということでございまして、27年度につきましては調停がゼロということが、非常に最近の傾向を表している数字になっているものというふうに考えております。

このように裁定事件が増えた要因の一つといたしましては、地方公共団体と我々公調委の連携によりまして、広報等でやっているわけがございますけれども、公害紛争処理制度が国民に広く浸透してきているというところがあるかと思っております。例えば、市町村で受けております公害苦情処理や都道府県の公害審査委員会で行っております調停事件では、いろいろ解決が困難な事件というものにつきましては、公調委を紹介いただくことによりまして、公調委に流れてきている事件があるものというふうに考えてございます。

②のところでございますけれども、最近の特徴といたしましては、比較的小規模な事件が多くなってきているところがございます。建設工事や近隣の小規模な事業活動等によりまして騒音とか悪臭とか、そういうものが発生しているような事件をイメージしていただければと思いますけれども、都市型のもの、生活型のもの、こういった紛争が増えているところがございます。これも、過去であれば市町村あるいは都道府県で処理をしていたようなものが、なかなか困難な事件ということで、公調委に申請されているものがあるかと思っております。

次のページにまいりまして、現地調査の実施というところがございますけれども、我々の公害紛争処理制度の大きな特徴といたしまして、専門的な知見の活用、公害紛争処理機関公調委自らによる調査の実施というところがございます。

平成27年度におきましては45回、公調委自ら調査を実施しているところがございます。これは、昨年度の63回からは減っているところがございますけれども、事務局の職員が直接現地の確認をしたりですとか、有識者としての専門委員の任命をしたり、あるいは、調査機関を活用しての騒音の分析・測定、土壌の調査、こういったことを積極的に行っているところがございます。

今年度の45回、これは事件の数では24事件でございますけれども、その事件ごとの内訳で申し上げますと、7回調査を行った事件が1件、5回調査を行った事件が2件、3回のものが2件、2回のものが3件、1回のものが16件ということでございます。このように、事件によりまして非常に調査の回数にはばらつきがあるところがございます。

また、45回の調査のうち、27年の以前に受け付けた事件が30回となっておりますので、今年度の受付の事件に限らずに、必要に応じて調査を行っているところがございます。

さらにとということで書かせていただきましたけれども、本年度一回も調査を行っていない事件というものもございますが、これは、長期にわたって係属しております事件について、ある程度調査が完了しているもの、あるいは、こちらに受け付けし、係属後間もなく取り下げとか不受理になったもの、こういったものもございます。

来年度予算におきましても、今年度と同額の調査経費を確保しているところがございますので、引き続き必要な事件調査は積極的かつ効率的に実施してまいりたいと考えているところがございます。

続きまして、平均の処理期間でございます。

表で書かせていただいておりますけれども、専門的な調査を要しない事件、これは下の見出しにもありますが、目標といたしましては1年3カ月でございます。平成27年度の実績は1年2カ月ということでございますので、専門的調査を要しない事件については、一応目標はクリアしているというふうに考えております。

一方、専門的な調査を要する事件。専門的な調査といいますのは、専門委員の任命あるいは委託調査を実施している事件と整理をしておりますけれども、こちらは2年を目標としております。今年度の実績といたしましては2年4カ月ということでございますので、

目標を超過しているということになってございます。

ちなみに、専門的な調査を要する事件が長いのは、専門的な調査のためには、調査の設計、契約の手続、あるいは、その当事者の意見を聞いたりとか、そういった手続、時間が必要であることから長めになっているものでございます。

ここで、専門的な調査を要する事件の状況を見てまいりますと、専門的な調査を要する事件は10件ございました。これは右側のページに、専門的調査を要する事件の日数ということで表を書かせていただいております。

2年ということでございますので、730日の所要を超えるようだと2年を超えているものということがございますけれども、まず、Aといたしまして、産業廃棄物処理場からの大気汚染の被害を訴えた事案がございます。これは、その説明書きにありますように、申請の受付後、3回にわたって参加の申し立てがあったものでございます。これを、最初にあったものがA1でございまして、その後追加であったものがA2、A3、A4ということで、都合3回にわたって参加の手続がございました。この手続に時間を要したこと、あるいは、その参加人が多数にのぼって、その被害の実証に時間を要したこと、それから、参加人が増えたことによりまして、居住者、申請人の居住地が割と広範囲にわたったことから、その被害と加害行為との因果関係の整理に時間を要した。こういった事情がございまして、手続に時間がかかったものでございます。

続きまして、Bといたしまして、これは986日、期間を要した事件でございますけれども、こちらが事件が併合されたものでございまして、B1とB2は同時に併合審理となったものでございます。こちらの事件におきましては、一部の申請人ががん罹患したと、そういう主張をされたものですから、当該地域におけるがんの発症状況につきまして一般の水準との比較を行う調査を行いまして、その検証等に時間を要したものでございます。

続きまして、Cといたしまして、こちらは建築工事によります地盤沈下被害を訴える事件でございますけれども、これはCということで858日。858日の期間がかかったものでございますけれども、こちらの事件でも専門委員を任命いたしまして、調査の設計に時間を要したほか、当事者の主張の立証に時間を要したものでございます。また、この事件におきましては、話し合いによる解決といたしまして、調停を最終的には行ったものでございますけれども、その調停に至るまでの時間を要したものでございます。

Dといたしまして、これは780日、期間がかかったものでございますけれども、こちらの事件は、地盤沈下の原因が近隣で行われた建築工事によるものなのか、あるいは地震によるものなのかということをお明らかにするために、当該の被害物件の調査を実施したほか、当事者がその主張立証に当たりまして非常に時間を要したこと、それから、その工事の図面等の評価にも争いがありまして、主張の整理に時間がかかったものでございます。

最後、E、742日の事件でございますけれども、こちらにつきましては、当事者の争点が明らかでなく、主張が明らかでないことから、争点を明確にするために、当事者に対して求釈明を3回行ったものでございます。その上で、公調委では専門委員を任命し、

専門的な検証を行ったために、結果的に時間を要したというものでございます。

したがって、結果的に2年を超えた事件ではございますけれども、それぞれ公調委といたしましては鋭意調査を行ったものというふうに考えております。ただ、こういうふうな処理が長期にわたるということにつきましては、当事者にとっても不都合であり、引き続き迅速な手続を進めるという必要がございますので、我々といたしましては、手続を着実に実施し、スケジュール管理はしっかり行っていく必要があるというふうに考えております。

平均処理期間、平均的な資料、専門的な調査を要しない事件について、先ほど申し上げませんでした。7件ございました。専門的な調査を要する事件が10件ございました。残りの6件につきましては、こちらの平均処理の期間に含んでございませぬけれども、6件のうち5件は申請の取り下げがあった事件、1件が不受理の事件でございます。こういった事件につきましては、処理の期間に含めないで整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、(4) 現地期日でございますけれども、東京から離れたところにお住まいの当事者の負担の軽減を図るために、東京ではなく、その被害発生地の現地等で、現地の期日を行うことがございます。今年度につきましては5件、現地期日を開催してございます。静岡県、それから高知県、静岡県はもう1件ございますね。福島県、沖縄県で行ったものでございます。これらの事件は、いずれも申請人が弁護士をつけていないケースでございました。

次のページへまいりまして、利用促進のための広報活動でございます。

私どもでは公害相談ダイヤルというものを設けておりまして、こちらでは日中、相談を受けているところでございますけれども、その認知経路を確認いたしますと、市町村経由のものが34%、都道府県経由のものが6%、インターネット、公害等調整委員会のホームページ経由のものが18%、法テラスが2%、弁護士会が4%となっております。

この認知経路ごとの広報でございますけれども、市町村につきましては、4ページの下の方を見ていただきますように、公調委で受けております事件は、東京、千葉、神奈川の1都2県が非常に多くございますけれども、こういった首都圏の市区を中心に、私ども、これまでは訪問をしているところでございます。25年度は65の市区、26年度は59の市区と、それから首都圏以外の31市に訪問して、広報等をしているところでございます。今年度、27年度は、首都圏の56市のほか、全国44市を、予定を含み訪問いたしまして、広報を行うことにしております。今年度はちょうど100市区になるところでございます。

都道府県につきましても同じようなことを行っておりまして、5ページになりますけれども、我々といたしましては、その地域の実情を把握・理解するために行う、出張を行っておりますし、なおかつ、これは後ほども申し上げさせていただきますけれども、今年度まで行いました公害紛争処理制度に関する懇談会の指摘も踏まえまして、都道府県の要望を聞くために都道府県のヒアリング等を実施しているところでございます。また、都道府



県の公害審査会の依頼等によりまして、私どもの職員が出向きまして講演を行っていたりもしております。

それから、認知経路でインターネットというものもございましたけれども、私どもはホームページにつきましても改善を図っております。これにつきましては、昨年度の当懇談会で御指摘をいただきましたので、それも受けまして、見直しを行ったものでございます。

昨年いただきました指摘といたしましては、トップページの見やすさ、簡略化というものがございました。トップページ、昨年度まではちょっとごたごたした感じがございましたので、図表等を整理いたしまして、最初のページ、トップページを見やすく改めたところでございます。

また、係属事件一覧につきましても御指摘をいただきましたので、受け付けた事件、終了した事件を整理いたしまして、終了した事件につきましては、その処理についてわかるページにリンクを張ったところでございます。

また、昨年の当懇談会では、代表的な事例を例示するというのを、御指摘をいただいたところでございまして、現在は引き続き検討中でございますけれども、今のホームページには主な事件というものは掲載されてございますので、それをもとに代表的な、申請人にわかりやすい事件ということを考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、法テラス、弁護士会対応でございますけれども、法曹向けの広報の取り組みということで、我々は全国6ブロックでブロック会議というものを行っておりますけれども、そのブロック会議で都道府県にお邪魔しました際、開催都道府県の法テラスに出向きまして、公害紛争処理制度についてPRの説明を行っているところでございます。また、昨年の10月は広島地裁・高裁におきまして、我々の富越委員長と審査官が出張いたしまして、原因裁定嘱託についての説明会を行っているところでございます。また、そのほかにも、日弁連、第二東京弁護士会からも依頼を受けまして、講演会や勉強会におきまして、公害紛争処理制度について説明を行っております。

(6)といたしまして、都道府県の公害審査会の調停の不成立を受けまして公調委に係属した事件でございますけれども、今年度は新規に受け付けた事件というものはございませんで、昨年度から係属している4件が今年度係属している事件ということになっております。ちなみに、この4件のうち2件につきまして、今年度で終結となっているところでございます。

それから、7ページへまいります。先ほど委員長からの挨拶の中でも触れていただきましたけれども、今年度、公害紛争処理制度に関する懇談会で、報告書を昨年6月にいただいたところでございます。この報告書の主な内容と、それから公調委としての取り組み、考え方を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、都道府県が裁定事務を行うことについてでございますけれども、これにつきましては、報告書の中でも、都道府県の実情やニーズをよく見極める必要があるというふうに指摘をいただいているところでございます。先ほども申し上げましたように、公調委では

都道府県のヒアリング等を行っておりまして、そのヒアリングの中では、今のところ、裁定事務を行いたいというニーズは聞こえていないところでございますし、また、その実情といたしまして、都道府県では人員や予算でなかなか課題があるというふうに聞いているところでございます。

それから、②といたしまして、都道府県が公調委の原因裁定を利用することによってございすけれども、これは、都道府県の囑託を受けて公調委が原因裁定を行うことについて、それから、一つの類型といたしまして、都道府県の求めを受けて公調委で調査だけを行って、これに基づく専門的な意見を都道府県に提示する、提供するという、そういう指摘を報告書でいただいたわけでございます。現在の制度におきましても、都道府県経由の形でございせんが、申請人本人から原因裁定の申請をすることは可能でありますし、そういったことは都道府県にも説明をしているところでございすけれども、今回、報告書に書いていただきましたような都道府県からの囑託、都道府県に対します専門的な意見の提示、そういうことにつきましては、公害紛争処理制度といたしまして、国と地方、都道府県で役割分担ということしておりますので、そういった観点から、制度上あるいは予算上、問題があるのではないかと、我々は考えているところでございすし、また、實際上といたしましても、ここで専門的な知見を提供するという場合でも、我々は専門的な知見を得るために外部の調査機関に委託をしたり、あるいは専門の委員を任命したりということをやっておりますので、専門的な知見の提供ということにとってみれば、公調委を介する意見、意義というものが果たしてどのぐらいあるのだろうかというふうに思うところでございす。

また、都道府県におきましても、こういった制度化という行為につきましては、まだちょっと我々には直接聞いているところではないというのが現状でございます。

続きまして、市町村が調停事務を行うことということによってございすけれども、こちらも、報告書では、都道府県の事務の一部を、都道府県が事務処理特例条例を制定することによって市町村に調停事務を移譲するということが可能ではないかということ、指摘をいただいているわけでございます。これは、制度的にも可能というふうに我々も考えているところでございすけれども、ただ、広く市町村にそういうニーズが現在あるのかということにつきましても、我々は、まだまだそういう状況にはないのかなと考えているところでございすし、また、必要な市町村におきましては、既に独自の条例を設けているところもございすので、こういった事務処理の特例条例のような制度については、今後必要に応じて検討を行うということで、現状ではいいのかなと考えているところでございす。

④といたしまして、書面の電子メールによります提出の検討、規則化ということによってございすけれども、これは、昨年12月に公害紛争の処理手続等に関する規則を改正いたしまして、新たに24条の3という条文を設けまして、電子メールを利用した書面の提出というものを可能とする改正をいたしました。裁定委員会が認めた場合に、一定の書類

につきましては、直接電子メールを用いて提出するということが可能にしております。

⑤でございますけれども、これは非常に重い課題でございますけれども、公害紛争処理制度の対象範囲の拡大ということでございます。公害等調整委員会では、典型7公害以外については対象には現在なっていないところでございますけれども、これを拡大するというところで議論をいただいたところでございます。これにつきましても、今後、検討課題となり得るものというふうに我々は認識しているところでございまして、そのときには懇談会でいただいた議論というものが一つの到達点として、そこを出発点に議論をさせていただくことになろうかというふうに考えております。

⑥でございますが、手数料の引き上げについての御議論もいただいたところでございます。これにつきましては、公害紛争処理制度の趣旨、その利用状況、それから、ほかの手数料制度全般の動向を踏まえまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次のページからは参考資料でございますけれども、参考1といたしまして、本年度、公調委に係属した公害紛争事件の一覧でございます。

参考2といたしまして、各都道府県の公害審査会等に係属した事件一覧でございます。こちらは若干申し上げますと、通し番号ありますように、都道府県の公害審査会には全部で79件、事件の係属がございました。新規の受け付けは、受付のところに黄色く網かけになっておりますけれども、39件新規で受け付けになっておりまして、その係属79件のうち最終したものが、最終のところに黄色くなっておりますけれども、37件でございました。

公害紛争の処理の関係につきましては、御説明は以上でございます。

なお、資料3でモニタリング結果というものがございましてけれども、こちらで黄色く網かけになって赤く文字で書いたところございますけれども、こちらの赤字のところは、現在までの説明の中で触れさせていただいたところでございます。

公害紛争の処理の関係につきましては以上でございます。

○飯島事務局長 公害紛争処理については今説明をさせていただきました。

資料3の、これ4ページまでありますけれども、最初の1枚の裏表のところ、達成すべき目標として、公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速・適正な処理というのと、その裏面の、国民の安全・安心に資するため、その制度の利用の促進を図ると、この2つが今御説明した公害紛争処理にかかわる部分でございます。

今までの説明につきまして、自由に意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

○横田構成員 よろしいでしょうか。何もわからないものですから。

2ページ目の(2)の①の最後なのですけれども、本年度一度も実施しない事件について、「2年以上係属しており現地での調査がある程度完了している事件」という具体的な意味というか、なぜ、その結果について、いろいろ検討することなのかね。

○小原総務課長 公害等調整委員会で受け付けし、係属した事件につきましては、原則1回は現地の状況を確認しております。さらに必要があれば、専門的な調査といたしまして、

現地を含めまして調査をしているところがございますけれども、これが2年以上にわたる事件につきましては、例えば前の年に調査を行いまして、その翌年につきましては、その調査がある程度完了しているということで事件が完結し、結果的に事件の調査のない年になったというものでございます。ですので、例えば、1年目に調査をいたしまして、2年目に実際に終結したものについては、例えば今年度に係属しております事件についても、調査がないものというものがございます。

○横田構成員 寝かしているとか、そういうことではないですね。

○小原総務課長 そういうことではございません。

○飯島事務局長 今年度の最初のほうに終わってしまった事件は、実質的に今年度入ってからはそういう調査をする必要なかったというのがございます。

○横田構成員 もう1点、すみません。ホームページをまだちゃんと見ていないのですけれども、この申請書の書式だとか書き方とか、そういうものも掲載されているのでしょうか。

○小原総務課長 はい、そういうものも載せさせていただいています。

なお、公害等調整委員会に電話で相談が大体その事件の申請前にございますので、申請する方の環境にもよりますので、要望に応じまして、公害等調整委員会から申請書の記載例を郵送で送ったりというサービスも行っているところでございます。

○横田構成員 最後なのですけれども、書面を出すときに電子メールを使うというのは、今、やっぱり裁判所よりもすごく進んでいる感じがする。裁判所はせいぜいファクスまでなのですけれども。例えば、セキュリティはしっかりとしているのか、また個人情報が入っていて、その辺が少し不安な部分があったのですけれども、その辺はちゃんとされているのでしょうか。

○小原総務課長 それは、国ではセキュリティはしっかりやっております、個人情報を含むものにつきましてはパスワードのかかるフォルダに保存をいたしまして、なおかつ、我々は総務省の一組織でございますけれども、総務省といたしまして、外からのアタックといいますか、攻撃に対してもファイアウォールを設けたりということで、非常に厳重にやっておりますので、そういった面については心配ないものと考えています。

○横田構成員 専門的な調査は、専門家の意見が大きく左右すると思います。やはり専門家の調査で何がいかというと、専門家の意見、医師の意見書とか、あと有価物の専門家の意見とかがとても大事で結論を左右するものになってくるのですけれども、もうちょっと、そういう意味で、専門委員と言ったか、今お話聞いていて、なかなか使えない、広げられないところだとかを、今お聞きした感じでした。その辺について、もう少し、もっと使えるようにならないのでしょうか。

○小原総務課長 専門家の知見ということで申し上げますと、我々、必要な事件につきましては調査も行いますし、我々は今現在30名以下の専門委員の任命ができることになってございますけれども、そのうち、もう26人については任命をさせていただいております、

事件に応じまして、医者ですとか、あるいは建築の専門家ですとか、地質ですとか、あるいは化学物質ですとか、各分野の専門家の先生方の意見をいただいているところでございますので、必要があるものについて、そこは躊躇なく専門家の意見は活用させていただいていると思います。

○横田構成員 かなりいろんな人たちがいるのですね。30人のうち20……。

○小原総務課長 そうですね。どうしてもやっぱり公害という切り口でございまして。そんなにでも幅広というわけではございませんで、26名の委員、専門委員で、とりあえずは今のところ事件は回せているのかなというふうに思っております。

○飯島事務局長 何かこれ以上人が増やせないとかいうことが、制約にはなっていないのですけどね。各それぞれの事件ごとに、裁定委員会の判断で、必要だと思えば、その分野の専門家をどんどん任命して、意見書をいただいているということは積極的にやっております。

○小原総務課長 別に専門委員の先生が1つの事件にしか関わらないということではございませんので、複数の事件にお願いをしておりますので、今おられる先生でも、もうほとんどの事件については網羅できております。

○北村構成員 それでは、予算なのですが、6,000万ちょっとで、減らずに来ているというのはすばらしいことのようにも見えるし、これ以上減らせないということもあろうかと思えますけれども、これは制度全体の、ほかの局との関係でいうと、やはり比較的つけていただいているという御評価をなさっているところでしょうか。

○小原総務課長 28年度の、公調委の来年度の予算につきましても、公調委につきましても、もうほぼ要求どおりの予算を認めていただいています。政府全体の中ではもうシーリングかかりまして、毎年毎年削減が入っている中では、これは非常に異例なことだというふうに思っております。特に調査に関する経費につきましても、これはもう昨年、前年度より減らさないということでやっておりますので、少なくとも事件調査に迷惑かけることはございません。

○磯野構成員 取り下げた事件というのは大体どういうタイプの事件なのでしょう。例えば、調査などをしてもらって、ご本人がもう納得できたとか。そういうものでもない、つまり、調査との関係でいうと、何も調査はしないで、そのまま取り下げた。それとも、何らかのそういう具体的なものがあつたので取り下げた。どういう感じなのでしょう。

○小原総務課長 例えば、裁判に訴えることにしたからというのが典型的な事件かなというふうに思っています。

○富越委員長 さっきの予算の関係なのですが、もうちょっと具体的に言うと、うちの予算のかなりの部分が人件費で、あとは現地期日のための費用と、それから職権調査費用で、職権調査費用が大体3,000万なのですが、御存じのとおり、普通の行政ですと行政のルーティンワークの中で、予算を年度内に消化しろとか、色々なことができるのです

が、公害等調整委員会の場合は、特に公害関係というのは、ちょっと準司法という形で、裁判所と非常によく似ている。そうすると、当事者の進行によって年度超えちゃうということも幾らでもあるものですから、そうすると、計画的に出張を入れるとか、そういうことが非常に難しいのです。そうすると、時には余っちゃうというときもあって、そのときに、では、普通の行政庁だと余っちゃったのだから要らないのではないかって話になるのですが、公害等調整委員会の場合、特殊性を説明して、基本的には総務省の予算の中に入っているものですから、現時点においては総務省に御理解いただいていると。それで、余った場合にも翌年減らすというようなことはしないでもらっているというのが実情です。

○岸構成員 よろしいですか。コミュニケーションの専門なので、コミュニケーションの話に言及して、4ページ目中心に、ちょっとお話をさせていただきたいのですけれども、ホームページ、実は5年ぐらい出席させていただいているのですが、ホームページと市町村の率がだんだん上がってくるというのは、もうずっと前から予想されていたというか、御努力されてきて、こういう結果だと思うので、すごく今回だとホームページが変わったというのは、とてもよいことだと思いますし、一つの節目というか、新しいホームページになって、また新しい人の集め方ができるということだと思うのですけれども、次のステージというか、次の1個、ホームページをきちんと整えたということを前提に次のステージでいくと、今度、そのホームページにどうやって人が来るのかなというのは結構大事なポイントだというふうに思います。

つまり、ホームページがあつたら人が来るのではなくて、人って検索から入ってきますので、どういう目的で、どういう人が来るのかというのが多分これから、次の数年間のステージかなと思うと、ちょっとはつきりしないなと思うのが、一般の方が調べてくる場合と、例えば、じゃあ市町村の、市役所の方が調べるのか、もしくは弁護士さんが調べるかによって、ちょっと多分言葉が違うと思うのですが、おそらく「公害等調整委員会」とグーグルないしはヤフーに検索してくる方というのはほとんどいないと思うのですね。おそらく何かしら、例えば「騒音」というのかもしれないし、「汚水 裁判」と検索するとか、つまり、どういうキーワードで人がここに来るのかということ、もう少し具体的に、戦略的にというか、具体的に想定して配置をされると、よりそういう人たちが来るようになると思います。

なので、そういったことを少し整備していくのがすごくいいかなというのが、純粹に今日お話を聞いていて思ったことと、もう1個問題があるのが、実は私もここに出席させていただいてから大分意識が変わったのですが、公害という言葉の印象というのが、やっぱり一般の人間からすると大分、学校で習った四大公害病みたいなもののイメージからあまりまだ変わってなくて、騒音だったりとか振動だ、そんなものも公害なのだということがあるとすると、意外とその言葉が持っている幅は広い。とすると、どういう言葉で皆さん、それはわからないですけれども、極端な話、「隣の人がうるさい」って検索している人がいるかもしれないですし、「工事 汚水」と検索する方がいるかもしれないというのと、

公害等調整委員会の守備範囲が広がっているけれども、公害という言葉のイメージは昔と変わらず狭いままだとすると、その差を埋めてあげるようなキーワードを上手に活用されていくと、多分インターネットの数というのはまだまだ伸びるといえるか、大いに今後も可能性があるかなというふうに思います。

もちろん限られた予算の中でやられているので、どういうふうにそこに予算を割くかとか、積極的にこれ以上招くのか。いや、増え過ぎても困るという問題は過去あったと思うのですけれども、一つホームページが新しく更新されたという機に、次のステージとしてやれることがあるとすると、人がどういう言葉で公調委に興味を持つのかということから、人を増やしていく、人との接点をふやしていくというやり方は、ようやくやれるといえるか、すごくチャンスのあるタイミングに入ってきたのではないかなと。

ちょっと昨年以降にお話しした話なので、思い起こしていただくと、ホームページがしっかりしていないと、人が来てもよくわかんなくて帰ってってしまうのですけれども、わかりやすければ、来たときに確実に価値が伝わるので、人を呼ぶタイミングという意味においては、よりインターネットの、特に検索からの流入みたいなものをより意識されていくと、まだまだインターネットの数字は伸びる余地があるのではないかなというふうに思ったということです。

○亀田事務局次長　グーグルの検索では、「公害」だけで検索をかけると、トップに公調委が出てきます。

○岸構成員　出てきます。はい、そうですね。

○亀田事務局次長　ただ、ほかの公害で、「騒音」とか「大気汚染」とか、それだけ、単語だけ入れると、ほかのページがたくさんあるものですからなかなか上位には出ないので、けれども、「公害」という言葉とセットで入れると、比較的上位に出てきます。

○岸構成員　予算については僕わかりかねるところはあるのですが、検索って、実は言葉自体は買えるのです。例えば、悪いですけども、「汚水」と打つと「汚水」の一番上側に公調委が出てくるようにというのは、広告枠として買えるのですね。

ただ、これが非常によい、よいといえばよく、悪くいえば悪くいうと、クリックした人からお金を取るのですよ。1クリック当たり多分7円とか8円がかかってくるのです。要は、例えば、「騒音問題」と検索したときに、一番上に出てくる権利が買えるのです。これ、実はすごくすぐれているのは、「騒音問題」と検索したときに、出てくるだけだとお金かからないのです。クリックした瞬間に課金されるのですね。なので、実はそんなにコストが悪くないといえるか、100件押されたら、簡単に言うと、100件押されても700円、押されなければ0円ということになるので、実は、逆に言うと、企業的によくないのは予算が見えないので、押され過ぎたらどうするのだという問題と、もちろんそれはアッパーを決めることができるので問題はないとは思いますが、例えばそういうところを、ある予算を確定したといえるか、仮に10万円だけここで使いますとかというふうに決められるので、決めた範囲の中でやるだけでも、かなり公調委との出会い方といえるのは、大いに可能性が

広がっていくのではないかなというふうには思いますので、やり方はいろいろあるのではないかなとは思っています。

○小原総務課長 私ども、事件を受け付ける際に、今までは相談ダイヤルに電話をいただいて事件を受け付けるのが通例でしたが、最近では、たまにそういう前触れがなくいきなり申請書が送られてくるという事件もございますので、そういったものは、恐らくインターネット経由で御覧になって、こちらに申請があるのではないかなというふうに思っております。

それから、私どものホームページは総務省のホームページの中で運営してございますので、その全体で大きなフォーマットがございますので、そのもとで何ができるのかということを検討してまいりたいというふうには思います。

○岸構成員 そうですね。大前提として、「公調委」という検索で来ることはほぼないですねということさえ御理解いただいた上でやっていけば、多分可能性はどんどん広がるのではないかなと思います。

○田中構成員 よろしいですか。私、今日初めてお邪魔しておりますけれども、弁護士でもありまして、約30年ぐらい仕事をしておりますが、周りの弁護士を見ていて、こういった公調委の取り扱い分野の事件について、それが自分の相談の事件にいきましたといったときに、紛争解決の手段として、公調委を利用しようという発想はまず浮かばないと思うのですね。

それは、裁判外の紛争処理の手続ということで、まだまだ知識がない。それから、成功体験を聞いたこともないというようなことが大きく影響しているのかなというふうに思いますけれども、いかんせん年間に新規の受け付けだけで15件というような実績だとすると、いくら弁護士や司法書士にこういう紛争解決の手段がありますよと言っても、ちょっとアピール力欠けるかなと。やっぱりもう少し何か取り扱い事件数が増えていって、非常に有効だし、迅速だし、役に立つので、裁判所の手続よりもむしろこちらを使ったほうがいいですよというような、何か差別化したアピールをできるようにしたほうがいいのではないかな、そんな感じがします。

この資料の中でも、都市型・生活型の紛争が増加している。私もそのおとりだと思いません。そのとおりなのに、なぜこの利用件数が大きく伸びないのかといったところはよく考えなくてはいけないのかなというふうに思ひまして、一つ、その理屈として、都道府県の公害審査委員会との切り分けといいますか、担当の役割分担のところ指摘されているわけですが、実は都道府県でも、公害審査会が十分に機能しているかという点、私は余りそうは思えないです。

聞くところでは、非常に事件が多くて、新規受付をしても、なかなか調停が入りませんというような話を耳にしたこともあります。それから、ホームページなどを見ていても、主宰者側の専門性というところで考えると、残念ですが、公調委の専門性に比べると、やっぱりちょっと質的な違いがあるような気がしまして、遅いし、それから専門性も



十分でないということになると、東京都の公害審査会を利用しようという気はなかなか起こらない。

もしかしたら国の制度だったらやってもらえるかなと思っても、取り扱いの件数が余りに少ないと、これはちょっと自分たちが扱ってもらえないのではないかというような気も起こって、結局のところ、国の制度、それから都道府県の制度、あわせてこの制度に乗っかってこない。もっと別なやり方で困っていることの解決をしましょうというふうにするのではないかというような気がしまして、全体としての件数の少なさというのがそれを現しているのではないかと、そんなような印象を持っております。

○名取構成員 私も関連事項になりますが、いくつかのポイント、気になるところが全部絡まっているのですが、特に今の田中先生のお話と関連しますと、7ページ以降の懇談会での都道府県が裁定事務を行うこと、あるいは調停事務、あるいは市町村が調停事務を行うことについてのところで、都道府県にニーズがないと、市町村にニーズがないという表現がされているのですが、これはやはり違うのではないだろうか。市民のニーズがあるかないかというところが一番大切ではないかという点が、まず一番最初に気になりました。

それを考えますと、その後、13ページ以降に、先ほど都道府県の公害審査会に係属した事件一覧とございますが、例えば本年度、少なくとも北海道、東北の7県はゼロなわけですね。これは本当にそうなのかというところですね。本当に何もなかったのかというところと、先ほどの市民ニーズじゃなくて自治体・都道府県にニーズがないと、それをしたいという利用がないというところが、もしかしたら関連づけられているのではないだろうかというふうに感じるわけです。

一番最初に委員長が、救済すべき者が救済されないままであるということは、非常にこの委員会の重要な意味であるというようなことをおっしゃっていることと、ここの絡みというものが何かあるのではないかと、今後、事務方の方には特に切り込んでいくべきところではないだろうかというふうに考えています。

これは毎年、今年も広報という段階、あるいはヒアリングという形で、よくやっつけらっしゃると思うのですが、再来年度からまた3年の計画に入りますので、その際に、例えばパイロット的な事業というのを何か提案して、都道府県側には地方創生絡みの何らかの補助金を取れる何か策がないのかと。特に市民ニーズと、市民の日常の安心・安全という生活を、より迅速に、しかも保障していくということで、公調委と都道府県で審査会、ツールをセットにするってことができるかどうかわかりませんが、何らかの補助金を取って、試験的に評価していくと。

その際に、数が増える、あるいは迅速性ですね。より公調委がやるよりも速く、裁定であれ、今までの都道府県がやっているよりも、調停も速くできるというような結果が出れば、もう少し全国的にそれを広げていく、ちゃんとした制度にしていくとか、あるいは、それを通じて分権というか、いわゆる権限をちゃんと、この懇談会の御意見どおり、権限を落としていくというような流れにしていかないと、なかなかこのままでは進まないの

はないか。何も仕掛けをして実践しないままで、いきなり権限を落とすといってもなかなかうまくいかないでしょうし、何か仕掛けをするようなことを、再来年度以降の3年計画の中には盛り込まないと。

私は本当に、北海道、東北7県に去年何も係属しなかったとは、ちょっとやっぱり思えないかなというふうに感じておりますし、こちらのコメント見ると、公調委としてもヒアリングを通じて都道府県に意思がないというふうに捉えてしまっていると、なかなかちょっとその先進まないのではないかなというふうに感じた次第です。

○飯島事務局長 ありがとうございます。事件の件数、受付の件数が少ないという御指摘は、確かにちょっと我々も、どう対応していくかというのは大きな課題となっております。この事件、都道府県の公害審査会に事件として上がってくるのは参考表のとおりですが、これに、事件にならなくて、その前の段階で、公害苦情相談というのは各市町村が受け付けておまして、年間で、全国で8万近くの件数が来ていますので、それは市町村である程度の確に対応してもらっていると考えているのですが、そこでまだ解決できないものが事件として上がってくる可能性がございますので、その辺の体制について、よりよいやり方がないかどうかというのは引き続き検討していきたいと思えます。

○田中構成員 ちょっとよろしいですか。今月は東日本大震災から5年が経過したということで、たくさんの報道がありましたけれども、その間に、原発の関係については、原子力損害賠償紛争解決センターができて、一定の解決のルールやその手続は整備されて、裁判ではない形での解決が進んでいます。原発の問題を除いた、それ以外のところで、この公害等調整委員会であるとか、あるいは都道府県の手続で、震災に何か起因したような案件について、実際の事案として検討が進んだということはあるのでしょうか。今後の色々な手続のあり方を考えるときに、ああいう大きな出来事があって、今、先生から御指摘があったように、東北で何も起こらなかったというのはちょっと解せないものですから、もしあったなら、こんなことありましたよっていうふうに、ちょっと御紹介いただくとありがたいなと思えます。別に、今この場でわからなかったら、それはそれでも結構です。

○小原総務課長 震災関連という点では、建築の工事で建物に被害があったという事件がありましたけれども、それが本当に工事によるものなのか、震災のものなのかと、そういった、それが事件になったものはございます。

○飯島事務局長 地震が原因ということになりますと、私どもの公害という対象からは外れてまいりますので、それが本当に建物の被害を受けたのが、何か近隣の工事によるものなのか、それとも、そもそも地震によるものかというので争いになったものはございます。

○事務局 あとは、最終処分場に関する調停の申請の事件も1件ありました。

○北村構成員 今御議論があるとおり、市町村が普通最初の窓口です。県庁にいきなり行くなんてことは考えにくいわけです。そこも8万件ぐらいあるということなのですが、典型7公害に限っても、一般の市町村には法律上の権限がないこともあります。騒音、振動は、悪臭はやりますけれども、大気汚染、水質汚濁となってくると、特例市、中核市なら

ば話は別ですけれども、一般市町村にはなかなか権限がないということになります。そうすると結局、県まで持って行ってというふうな、これ、当事者の方々の気持ちというのが、諦めてしまうというところで紛争は終結するわけですけれども、そういう終結の仕方も、実態としてはあるように見受けられます。

もう一つは、我々は公害紛争処理制度に関する懇談会で磯野先生とやらせていただきましたけれども、やはり体制が都道府県によって大きく違うというのは目の当たりにしたところです。東京都ならば対応できるということもあるところでもありますけれども、ほかのところだとなかなか人がいらっしやらないところで、県に持ってくるなという言い方は恐らくしてないとは思うのですけれども、何となくそういうものが市町村との関係の中で感じられているのかもしれないという議論したいところではあります。こればかりは実態調査もちょっとわかりませんし、こんなこと正面から調査して、「いや、やる気ありません」とか言うわけありませんので、なかなか見方が難しいな、といつも思うところです。

そういうのは古くて新しい問題かもしれませんし、公害等調整委員会が調査をしにくいマターなのかもしれないとなれば、どこがこの実態をつぶさに把握することができるのかという、ちょっと「おまえらがやれ」と言って、私たち学者でやらなくちゃいけないかもしれませんし、非常におもしろいので、予算さえつけていただければ我々は調査をやるにやぶさかではないのでありますけれども、なかなか6,000万の中で、そんな研究者になる予算もないものですから、そこを何か生の声をつかめればよいなどは昔から思っているのですが、これはやはりエピソード的な、断片的にとどまらざるを得ない問題ですかね。

○亀田事務局次長 これは都道府県によって格差があって、非常に熱心に公害審査会に取り組んでいるところと、ほとんど事件を扱っていないようなところがあります。我々も、都道府県のブロック会議で都道府県担当者を集めて、公害審査会の活性化ということで、なるべく事件を受け付けて、経験を積むようにした方がよいといった話もしているところなのですけれども、なかなか、それぞれの自治体の特色というもののあるものですから、一律にはいきません。

実際、非常にたくさんの苦情が市区町村レベルの苦情処理では上がっておりまして、その中で、なるべく紛争処理手続で解決することがふさわしいものについては、審査会とか、あるいは公害等調整委員会がありますということで、パンフレットや、非常にわかりやすい漫画を描いたリーフレットを作り、それを配って市等に啓発していただいているところなのです。そういったやり方で、公害紛争処理の手続にふさわしい事案が上がってくるような仕組みをとっております。

ただ、地方の弁護士の方に紛争処理の仕組みが十分知られていない場合も多く、先ほどいろいろ弁護士会等の話も聞かせていただきましたけれども、まだまだ周知不足の面があるのかなという感じはしています。

○田口研究官 今の話をちょっと補足しますと、ブロック会議というのは事務局の職員が全国6ブロックに行って、大体、初日に都道府県の担当者と会議をやり、翌日は市の

担当者に集まってもらって、やはり会議を。そこで、公害紛争処理というカテゴリのほか、市ですと、公害苦情の関係もありますので、ブロック会議では、こういう事例がある、こういう解決の仕方があるというケースの紹介や意見交換をやっていきます。その中で、市側の考え方とか県側の考え方、いろいろあるのは、そういう話し合いを通じて見えてくるところはあるのですけれども、そういう話をちょっと今次長から申し上げました。

○磯野構成員 やっぱり県単位って広いのですよね。だから、巡回裁判じゃないですけれども、県内何とかというのがあり、つまり、新しいそういう仕組み。やっぱり紛争を持っている方は、そんなに、それに専念して何かしようと思うと、じゃ、最後かという話にむしろなってしまう。だから、本人が出かけていって何かができるというようなぐらいになると、やっぱり苦情処理のレベルの近いところでないとなかなか無理だと思うのですよね。何かそういう新しい、回っていってできるとか、何かそういう仕組みをつくらないとちょっと。特に東北なんか広いのですよね。市町村といたって、もうめちゃくちゃ広いわけですよね。話はよく聞く、それこそ養豚場の事件なんかよく出ていますけれども、いろんな、そういう大規模なもので紛争状態になったりというものってあるのですよね、たくさんね。だけど、なかなかそれに合う、こういうものに乗ってきにくい。でも、両者の間の中でもうどうしようもなくなっているという事例があるような気がするので、ちょっとそのあたりのところはもう少し、紛争、訴えて、それをどういう形でうまく、その人の現場でやれるかという仕組みを考えるって。そのためには、一定の、実は自治体に助成をしないと無理なんじゃないか。つまり、自治体の独自予算が組めないような感じになっていないだろうかという問題と感じます。

それからもう1点、例えば太陽光発電等いろんなものって、今いざこざいっぱい起こしていますよね。そういうようなものというのは公害事件では取り上げない。つまり、いろんな新しいタイプのものでいろいろ出てきたときに、先ほど典型的な事例と言われたのですけれども、境界事例の、ここぐらいまでは含みますよというような、そういうものが。恐らく問題は日々いろんなことで新しいことが起こってくるので、そういうものをつかんで、こういうものも対象になるのだからというようにどこかで何か見せておかないと。古いタイプ、先ほど、公害というのは公害だって、これだというのが皆さん頭の中に刷り込みが入っていて、それ以上のところには出ていかないのではないかと聞いたこと、同じことで、まさにそういうことをちょっと感じました。

○飯島事務局長 ありがとうございます。すみません、ちょっと時間も大分進んでまいりまして、ちょっと先ほど、資料2の説明、公害の部分だけいたしまして、最後の土地のところの説明と、それから来年度の実施計画の説明がちょっと残っておりますので、そこを簡単に説明させていただきまして、また引き続き意見交換とさせていただきたいと思えます。

○小原総務課長 では、端的に申し上げます。

土地利用調整関係でございますけれども、鉾区の禁止地域の指定の請求につきましては、

平成22年以降、申請はございません。

それから、(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件、これについては、平成27年度は1件ございまして、これについては現在係属中でございます。

(3) といたしまして、意見照会の係属事案数でございます。こちらは件数がちょっとございまして、土地収用法に基づきまして、国交大臣等への意見の申し出の事案がございます。こちらにつきましては、下に全件が資料として載っておりますけれども、9件、27年度、受け付けがございました。それによりまして、27年度の係属件数は27件となりまして、うち14件が27年度中に回答いたしまして処理をされております。差し引き13件残っているという状況でございますけれども、この13件のうち11件が、事業名の中にある石木ダムという名前が、固有名詞が複数出ておりますけれども、13件のうち11件が石木ダムに関するものという状況になってございます。

それから、引き続きまして、資料4を御覧ください。こちらは、28年度、来年度の、こちら当委員会の事後評価実施計画の案でございます。

基本的には27年度、3カ年の基本計画のもとでの実施計画でございますので、本年度のものを踏襲したものになっておりまして、計画期間を更新したというものでございますけれども、2の(2)の評価の方法のところ、最終年度、計画の最終年度ということで、書き方が変わっているところがございます。

それから、一番最後、下の2行、「モニタリングの結果」で始まる2行でございますけれども、こちらにつきましては、本来であれば、3カ年計画の最終年度でありますので、モニタリングだけではなくて、総括的な評価は必要な年度でございますので、ここの記述は必要ないのかもしれませんが、ただ、想定していないような外部要因によりまして、緊急に基本計画を前倒しで終えるということがあり得るということも考えまして、このモニタリングの規定につきましても引き続き残しているところでございます。

説明は以上でございます。

○飯島事務局長 お配りした資料の説明は以上でございます。

引き続き、先ほどの意見交換。今ご説明したものも含めまして、御意見をいただければと思います。

○北村構成員 よろしゅうございますか。

○飯島事務局長 はい、お願いします。

○北村構成員 先ほどからの議論の続きなのですが、委員長が冒頭、やっぱり救済されるべき者が救済されないという事態があってはならないというふうにおっしゃって、これ、重たい言葉だと私思っておるのですね。

市町村にはたくさん来ているけれども、都道府県にはそれほど来ずに、国にはさらにそれほど来ないという状態というときに、多くの場合、本来は市町村の窓口でいろいろと聞いてくれて、まあまあよかったということが恐らくは大半であろうかとは思いますが、そうではなく、本当に不満を持ったままでおられるという状態のときに、公害紛争処理法

という仕組みがどこまで追っかけていくかということが一つポイントだと思うのですね。

裁判のところは当事者主義ですから言わないと終わりというわけですが、これはそういうものではないということになりますよね。そうすると、まあまあそうおっしゃらずにというようなスタンスで手を差し伸べて、もう少し頑張られれば調停がありますよというのを都道府県、あるいは市町村がおっしゃるかどうか。これは自治事務ですから、それぞれの御判断ではあるものの、しかし、法律が資料をとってなくて、ある程度大きなお世話はしてさしあげる仕組みになっているとすると、公調委が技術的助言レベルでどういふことを伝えていくのかというのは、一つ議論していいのかなという気が私はしているのですね。

ただ一方、考えないといけないのは、被申立人の立場に立つと、何かこいつ肩入れしているのではないかという、そういう不信感を持たれかねないというのも、この制度運用の悩ましいところだというふうには承知はしてございますけれども、そのあたりが、件数が上がりやいってもんでもないのですけれども、あるいはもう少し何事かをするなら、もう半歩ぐらいは出ても、あるいはいいのかもしれない。押しつけになってはもちろんいけませんけれども、そういうことがあるのだったらじゃあというふうなことで、委員長がおっしゃる救済されるべき者があるいは出てくるならば、それはそれでやってみる価値はあるのかなと。

ちょっとコメントらしきもので恐縮でございます。

○小原総務課長 今年の事件処理の特徴として、受け付け事件が若干減っているのですが、終結は大体例年と同じ数字となっております。資料2では23件となっておりますが、この後4件ほど出てまいる予定ですので、例年と同じ数字になるのですが、この中で、当初は裁定で申請が上がってきたものを、途中で話し合い、職権の調停にかけて調停成立に持ち込んだケースが、今年度、例年よりも多くなっておりまして、その辺は、話し合い解決でうまくまとまった数というのは今年度ふえているというのが、一つ特徴的に見えるのではないかなというふうに思っております、そういう近隣型の事件でもうまく、事実関係をある程度調査した結果、両者に示した上で、話し合いに持っていくというようなやり方もいろいろ、私どもではやっております。

○名取構成員 5年目でもう公調委と委員の先生方がやっていらっしゃることにしましては、もう慣れたというのがあるのですが、特にこれ以上、これ以上はできないと、でも、目いっぱいのはやられているという認識があるので、どうしても都道府県・市町村に何をさせるかというところに、どうしても目が向いてしまうところがあるのではないですか。

ただ一方で、人もお金も出さないで頑張れと言われてもというのは、どの都道府県・市町村を回ってもやっていますが、一方で、私はいろいろな市町村を回って、いろんな調査をしていますが、いろいろな工夫をして、お金を取ってきて、何か不思議な名前をつけて、何とかアドバイザーというので人を雇いつつ、でも、実際の業務としては、こういう審査会のお手伝いをするとか、あるいは、何かコンシェルジュみたいな形で幅広く自治体のこ

とを紹介するような、そういうのを雇える、うまい補助金のメニューを見つけてきて取ってとか。あるいは、何とか協議会が何か一つ別組織をつくるとか。やっぱりいろんな工夫をされて、先進的な取り組みをなさっている自治体はいろんな形で工夫をして、何とかその事業を活性化させようとしてされているところがありますので。なかなか、こういうのがあるよって、総務省側と協力しながらというのは難しいのかもしれませんが、お互いで知恵を絞って、人並びにお金をつけられるような補助金を狙って、ちょっとパイロット的にやるというところでやはりやっていく。

そういったものの成果がこうありましたよというのが、次年度、次々年度ぐらいに出てくると、何か新しいまた情報、私としても情報を得られるので楽しくなるかなど、話をお伺いしても、より楽しくなるかなというふうに感じております。

○北村構成員 予算の話は、これは自治事務ですので、しかも、しかし義務的な事務ではありますから、基本的には、やっぱり交付税の中で運用経費は措置されているという整理なのですかね。

ごめんなさい、磯野先生がおっしゃったのは、それだけじゃなくて、もっと1対1のようなものをという御趣旨であったかと思いますが。ですから、どの事務もそうですけれども、ここだけの、公調委発、公害審査会着というようなものがあるわけではないという御趣旨ですね。

これは、各都道府県様の、この事務に使う予算額というのは、単独課があるわけじゃもちろんなくて、兼務で、兼務の中のお仕事でなっていますから、幾ら使っているのですかという言い方って非常に難しいと思いますね。だって、兼務、1人何役もやっていますから。だから、これを、この公害紛争処理法の実施にいかほどの費用がかかっているのかと、現場レベルですね。これは把握の方法というのがあるものですか。

○小原総務課長 多分、実際に審査会運営ということについていえば、ほとんどそのお金はかかっていないだろうと思いますし、県等で調査をやっていたりしますが、それは恐らく審査会の費用ではなくて、各原課といいますか、事業を所管しているところのお金でやっているのだろうと思いますので、なかなか個別に、この事件で幾らかかりましたというような聞き方はできるかもしれませんが、なかなか各県を比べるような問い方というのは難しいのではないかなど。

○北村構成員 そうすると、あなたは、要は、非常に単純化すると、何時間働きましたかと。この方がどれくらい労働時間ありましたかということは、多分、1人が同時に2つのことはできないとすれば、10分足す20分足すと、こういう形で何となく、この事務に使っていただいている時間がわかるというのが、非常に原始的ですが、原始的な方法でしか把握できないというのが実情でしょうか。

○小原総務課長 そうですね。

○事務局 人数は毎年。

○北村構成員 ええ、人数はわかりますけれどね。

○小原総務課長　そうですね。専業という方はおられませんので、先生に今おっしゃっていただいたみたいに幾つも。それはどういう業務を兼務しているかというのは、自治体の事情に応じて違います。

○北村構成員　8万件も日本の現場にいる1,741の市区町村でさばっているわけでしょう。これはかなりの従事量のように見えるわけですね。それだけするとですね。市町村の担当の方が結構働かされて、県はそうでもないという、結構そういう見方にやっぱりなってくるのですかね。

一度、多分公害等調整委員会の歴史上、実勤時間という統計はとったことないのではないですかね。

○飯島事務局長　多分とっていないと思いますね。

○北村構成員　北海道というのは、件数としてはゼロだとしても、例えば何事か相談ぐらいが来て、働いているかもしれないし、ゼロ、イコールやっていないというわけでもないような気もして。

ただ、これ、やろうとすると、あらかじめこういうことについて統計とってくださいねと言わないと。絶対後からチェックするのはほとんど不可能ですから、なさるとすれば、将来的に、そういう計画をおつくりになられて。そうすると、また予算という話になるかもしれないかもしれませんけれども、一回お調べになるのは一つの素材としてはいいのかもしれない。

○亀田事務局次長　都道府県に行って、いろいろ話を聞いたりもするのですけれども、今環境問題が非常に多くなっていて、つまり環境省の関係の、色々な測定とか、規制の関係の業務が膨らんでいて、審査会の運営とか、苦情処理に割ける人数というのは非常に少ないようです。大阪にこの前行ってきたのですけれども、審査会の運営は実質的には1人で切り盛りしているような状況と言っていました。

また、審査会で専門的な調査をしようと思っても調査予算が全然つかないらしい。昔は県の機関で自前で調査できたようなことも、今はほとんど外郭団体化されていて、そういうところでは民業圧迫にならないよう民間に比べて高い料金設定となっており、そのような中で、県で独自の調査をすることが難しいというような状況もあるようです。このように非常に限られた資源の中で何とかやりくりして、審査会の運営をしているというような実情だと聞きました。

○飯島事務局長　職員数の数で見ると、全体、市町村・都道府県合わせてですけれども、1万1,000人ぐらい、一応従事はしていますけれども、ほとんどが兼任ですので、今御指摘ありましたように、実働がどのくらいかというのは、現状ではわかりません。何かそういうのが調べられるかどうかというのは、検討課題かもしれないですね。

ほかに何かございますでしょうか。

では、そろそろ時間も、予定の時間、5時までとしておりますが、ちょっと過ぎてしまいましたので、意見交換は、特にこれ以上なければ、このくらいで終えさせていただきたいと思います。



本日は、大変貴重な御意見をいろいろいただきまして、我々もいろいろまた課題をいただいたというふうに理解しております。さらに私どもの業務、よくしていくように努めてまいりたいと思います。本当に今日はありがとうございました。

また今後、事務局から御連絡させていただくこともあるかと思えます。引き続き、どうか御協力、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上